

監査事務所検査結果事例集 の公表にあたって

～外部監査の実態把握等のために～

2013(平成25)年
公認会計士・監査審査会
会長 友杉 芳正

証券市場の公正性確保

(1) 証券市場の公正性と健全性を保持し、証券市場に対する投資者の信頼性を確保する必要がある。

(2) 検査局・監督局の金融機関検査・監督、証券取引等監視委員会の事業会社検査、公認会計士・監査審査会の監査法人検査がなされている。

(3) **不正の巧妙化傾向**

① シニアコミュニケーションの粉飾事件 ⇒ 信書開封罪 違反(公認会計士が投函した郵便を、間違って投函したとして回収し、自社に都合よく記載後に、被監査会社の近くから投函)、

② FOIの粉飾事件 ⇒ 約118億円のうち、約115億円の粉飾。⇒ 公認会計士は、なぜ見抜けなかったのか？

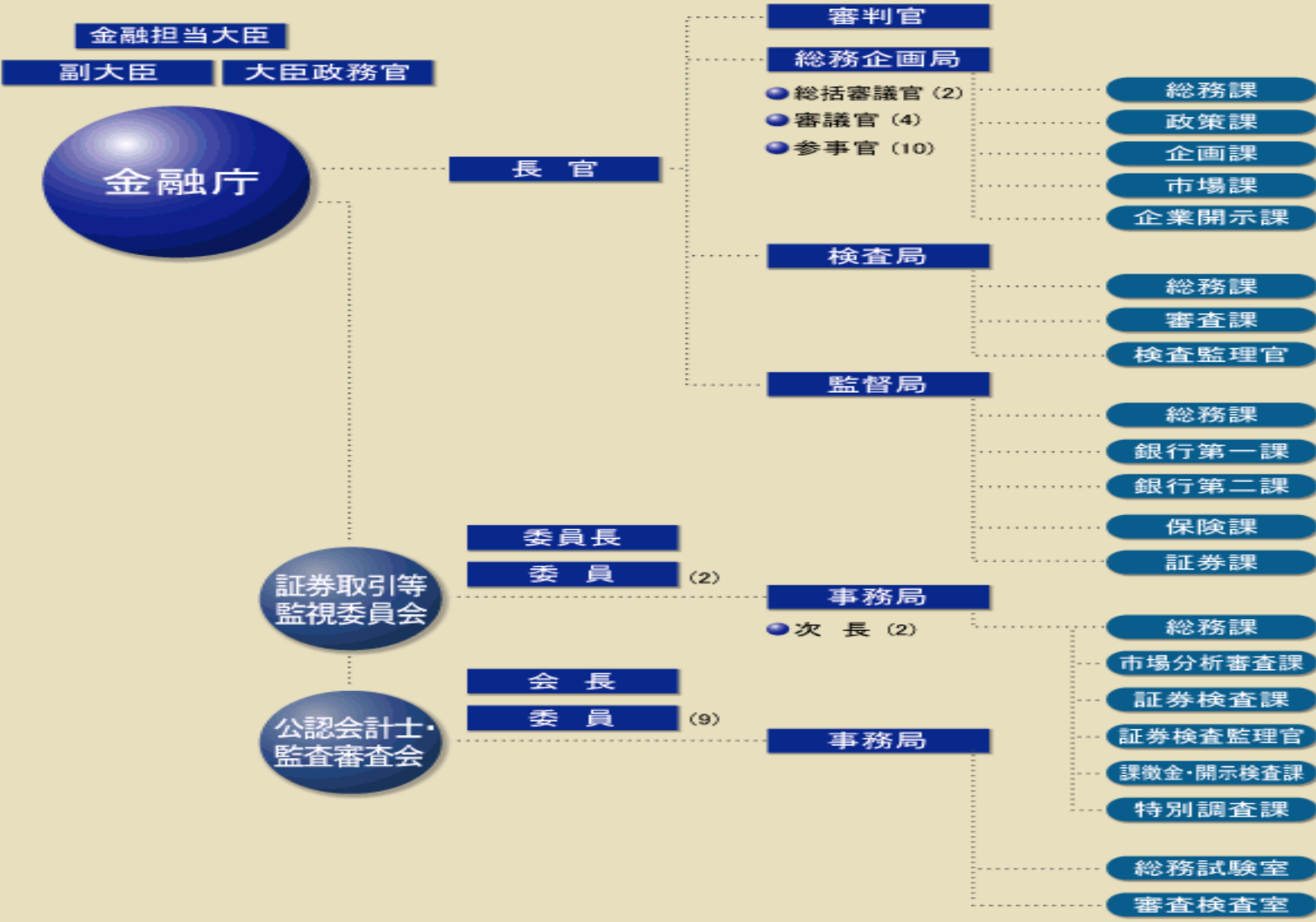
⇒ 架空循環取引の不正発見は 難しいと言われる。 ③ 林原の30年間の粉飾事件

⇒ 2011年会社更生法適用。架空売掛金、簿外債務等の会計処理 ⇒ 会計監査人監査を受けず、監査役監査が機能していない ⇒ 罰則

は**過料100万円以下**(会社法976条)、会計監査人の設置は**登記事項**(会社法911条)、会計監査人 未設置会社(推計**500社程度**?)、金融機関による信用リスク管理上の問題があり、融資先の **税務申告書は入手** しても

監査報告書の未入手 ⇒ 金融機関検査で確認へ

● 金融庁の組織 ●



公認会計士・監査審査会の組織

(1) **公認会計士・監査審査会** ⇒ 平成16(2004)年4月1日、金融庁に設置された合議制の行政機関。構成は、会長1名、委員9名(常勤委員1名、非常勤委員8名)の計10名。会長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命。会長及び委員は、在任中、その意に反して罷免されない。

(2) **事務局** ⇒ ①事務局長、②総務試験室、③審査検査室、で構成される。

(3) **総務試験室** ⇒ ① 公認会計士試験の実施、② 公認会計士等の懲戒処分の調査審議、③ 事務局全体の総合調整

(4) **審査検査室** ⇒ ①監査法人等の監査業務の運営状況に関する審査・日本公認会計士協会の事務の適正性についての審査、② 監査法人・外国監査法人等(監査事務所、被監査会社)及び日本公認会計士協会に対する検査。

21世紀の会計不正・粉飾の増加

- 2001年、**エンロン**破綻と**アーサーアンダーセン**会計事務所（2002年解散）
- 2004年、**カネボウ**粉飾と**中央青山監査法人**（2007年業務停止処分、解散）
- 2006年、**ライブドア**事件と**港陽監査法人**（2006年自主解散）
- 2011年、**大王製紙**と**有限責任監査法人トーマツ**、**オリンパス**と**有限責任あずさ監査法人**・**新日本有限責任監査法人**

◆ 企業不祥事の発生と監査対応の関係は、

- ① 「監査基準の改訂強化」から
- ② 「ピアレビュー (peer review) の導入」へ、さらに
- ③ 「行政機関の検査・勧告・指示」への関与に進展した。

◆ ①②「自主規制」+③「公的規制」=「総合監視規制」へ

公的監視規制

★ アメリカの直接方式

アメリカの「公開会社会計監督審査会」(PCAOB : Public Company Accounting Oversight Board) は、「企業改革法 (SOX法)」に基づき、**2002年**に設立された非営利法人。SECが監督。エンロン事件が契機。⇒ ① 上場会社を監査する監査事務所の登録、② 監査基準、品質管理基準、倫理・独立性規則等の策定、③ 監査事務所に対する検査 (inspection) (大手監査事務所は毎年、その他は、少なくとも3年に1回)、④ 監査事務所等に対する調査 (investigation) 及び懲戒処分 (登録の抹消や停止、制裁金 (罰金)、改善勧告)、⑤ 企業改革法、PCAOB規則の遵守の執行

★ 日本の間接方式

日本では、西武鉄道事件、カネボウ事件などから、公認会計士法により、公益保持・投資者保護のため、① JICPAの品質管理レビューを前提に、② 公認会計士監査の品質管理を強制的にチェックすることになった。⇒ **平成16(2004)年4月1日**に、公認会計士・監査審査会 (Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board: CPA AOB) が、金融庁に設置された。

監査監督機関

①日本では、日本公認会計士協会による「品質管理レビュー」の実施を前提に、審査会の「審査・検査」が行われる補完形態。
⇒「自主規制」の「私的コントロール」に対して、「公的規制」の「公的コントロール」が課せられる「二重チェック・システム」。

⇒「監査の監査化」による信頼性保証

② 諸外国の加盟監査監督機関 ⇒ 44か国

PCAOB(米国) Public Company Accounting Oversight Board

CPAB(カナダ) Canadian Public Accountability Board

POB(英国) Public Oversight Board

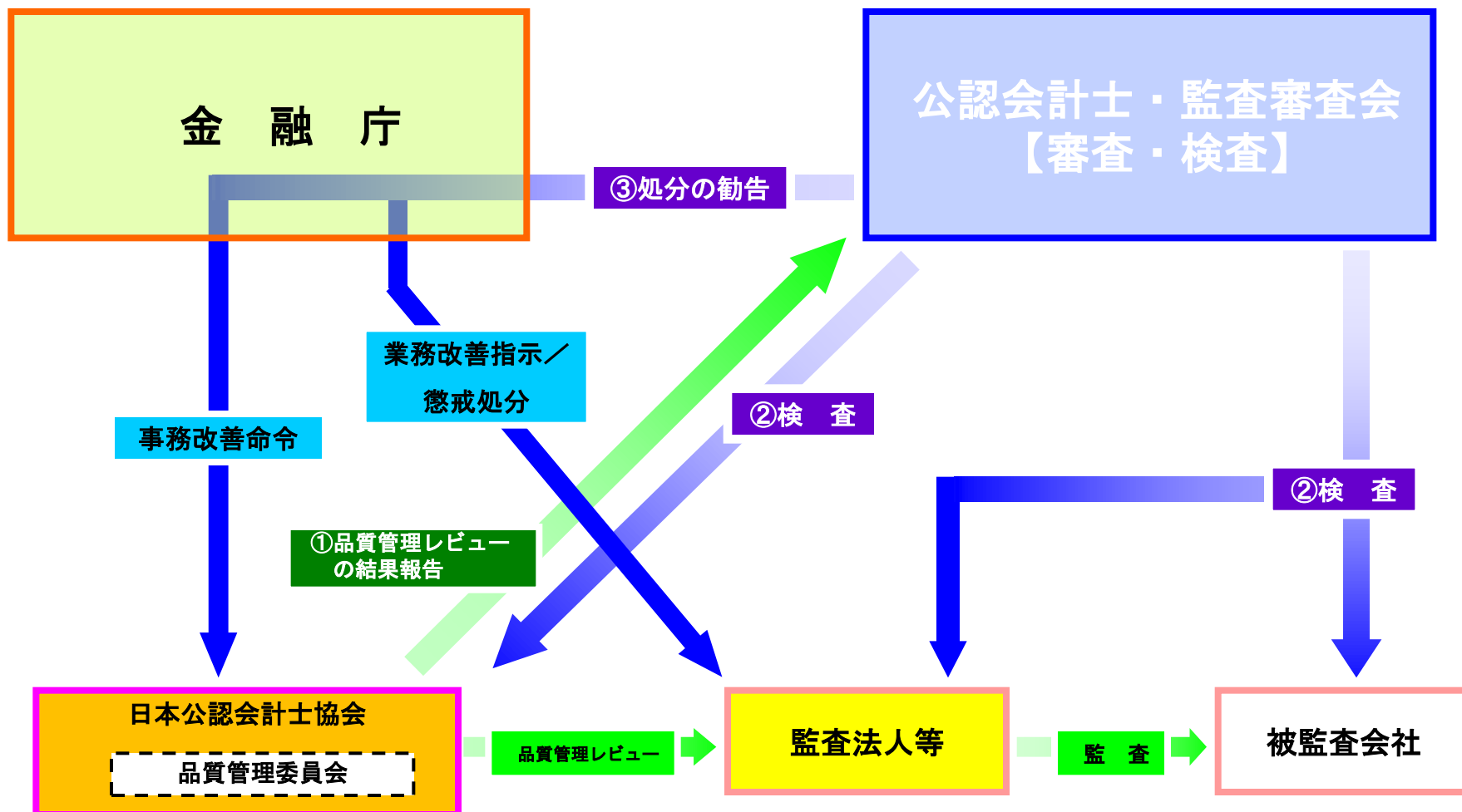
H3C(フランス) Haut Conseil du commissariat aux comptes 等

③ 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators) の開催

品質管理レビューに対する審査・検査

- (1) 審査会の職務権限は、公認会計士法で規定 ⇒ 監査の公正性を確保するため、①「報告・検査」は「公益又は投資者保護のため、必要かつ適当であると認めるとき」、②「検査権限」は「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」、③「摘発性・批判性」ではなく「教導性・指導性」に重点。
- (2) 審査会の「審査・検査」の要点は5点である。
- ① 監査法人等が表明した「監査意見」そのものの適否を見るのではないこと、
 - ② 「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に準拠した監査業務がなされているかを確認すること、
 - ③ 日本公認会計士協会の「品質管理レビュー」の一層の機能向上を図ること、
 - ④ 監査事務所の業務の適正な運営の確保を図ること、
 - ⑤ 「監査品質を高める」ことを目的とする。

「品質管理レビュー」に対する審査及び検査



審査・検査の基本指針・基本計画

(平成24年4月9日改定)

(1) 基本指針の視点

- ① 公益的立場に立ち、監査の品質の確保・向上を図る、② 国際的動向への積極的対応を図る、③ 内外に対する情報発信を行う。

(2) 基本指針の目標

- ① 協会の品質管理レビューの一層の機能向上
 - ② 監査事務所、外国監査法人等における監査業務の適正な運営の確保
-

(1) 大規模監査法人等への検査基本計画

- ① 監査対象上場会社企業数100社以上、又は常勤監査実施者1000名以上は、原則実施、② 監査対象として、比較的多数の上場会社

(2) 中小規模監査事務所への検査基本計画

- ① 監査契約の締結、業務管理態勢の整備等、② 協会の品質管理レビュー後の改善への取り組み等の検証

審査・検査の改正要点

- ① **リスク・アプローチ** の導入により、監査法人、監査業務のリスクに応じたメリハリある審査・検査の実施
- ② 検査結果通知後、「**報告徴収**」により、監査事務所の改善状況のフォローを実施 ⇒ **外国監査法人**にも実施
- ③ 監査人と監査役との**コミュニケーション**の検査の実施 ⇒ 会社法397条(監査役等への通報)、会社計算規則127条4号(監査人の適正な職務遂行の確保)、同131条1号・3号(監査人は体制に関する事項の監査役への通知)、金融商品取引法193条の3(法令違反等事実の通知)
- ④ **監査人の交代、投資ファンドの監査、信金・信組の監査、監査報酬依存度** の実態の把握
- ⑤ 原則、検査について全件、**検査モニター**を実施する。
- ⑥ 検査結果を踏まえて、審査会の検査官と協会レビューアーとの**意見交換**の実施、取引所・関係機関との**意見交換**の実施

審査・検査の実施状況、勧告

審査の実施状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	94	140	139	131	120	83	99	86

検査の実施状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	2	12	13	11	5	7	9	9

金融庁長官への勧告

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数		4	3	5	1	1	1	2

※H20年度までは事務年度(7月～翌6月)、H21年からは会計年度(4月～翌3月)

報告徴収

平成20年度報告徴収	対象事務所	実施事務所
監査法人	52	17
個人事務所	79	20
平成21年度報告徴収		
監査法人	65	19
個人事務所	55	17
平成22年度報告徴収		
監査法人	41	16
個人事務所	42	16
平成23年度報告徴収		
監査法人	52	23
個人事務所	47	8

検査結果事例集

(平成24年8月6日公表)

監査品質を高め、公益の確保、投資者保護の観点から、

- (1) 検査における主な指摘事例の公表
- (2) 監査事務所による自主的取り組みの促進
- (3) 市場関係者への説明会、情報発信の強化

★ 「品質管理編」の検査指摘の主な項目 ⇒ 8分類: ①業務管理体制、②職業倫理及び独立性、③契約の新規の締結及び更新、④採用、教育・訓練、評価及び選任、⑤監査調書、⑥監査業務に係る審査、⑦品質管理システムの監視、⑧共同監査 ⇒ 「検査における着眼点」「検査結果の概要」、「監査事務所に求められる対応」を記載した。

★ 「個別監査業務編」の検査指摘の主な項目 ⇒ 4分類: ①リスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応、②会計上の見積りの監査、③財務報告に係る内部統制の監査、④その他の監査手続 ⇒ 「検査における着眼点」、「監査手続を実施する際の留意点」を記載した¹⁴

循環取引不正と監査

(1)証券取引等監視委員会の「金融商品取引法における課徴金事例集」(平成24年7月)によれば、**開示書類の虚偽記載等**に対する課徴金の勧告事案が増加し、課徴金納付命令の開示企業数が増加している。⇒ **罰則強化が必要では？**

平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
3件	8件	11件	9件	19件	11件	4件

(2)平成23年9月15日、JICPA会長通牒「**循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について**」が、また平成20年7月から公表の「**監査提言集**」には「**監査手続実施に際しての留意点**」が取り上げられている。⇒「マニュアル化」と「形式的な対応」に終始している監査手法が増加している中、偽装された循環取引の発見の困難性が増している。

(3)不正発見の困難性の増加 ⇒ 不正未発見に対する公認会計士監査への批判増加。2012年6月から、不正対応の監査基準の改訂作業が開始。7月に、新日本とあずさの各監査法人に対し業務改善命令。¹⁵

公認会計士と不正

(1) 「**職業的懐疑心**」の発揮では、監査人の監査実施の前提が、①「**経営者が誠実である**」から、②「**誠実・不誠実に対して中立の態度**」へ、③「**推定的疑い (presumptive doubt) の態度 (疑ってかかる監査人の姿勢)**」へと、変化してきている。

(2) 監査人は **誰のための監査か** (**経営者ではなく、投資者のため**) を認識しなければならない。 ⇒ 不公正ファイナンス、経理顧問として不正に関与するケースなどがみられる。

(3) **監査人の交代** ⇒ 短期間での監査人の交代、不自然な後任監査人の就任、監査受嘱リスクの検討不足などが指摘されている。 ⇒ **監査報酬ダンピング?**

(4) 公認会計士の「**監査人の経験不足**」、「**監査基準等の知識不足**」、「**重要事象の注意不足**」、「**監査リスクの重要性の認識不足**」などによる「**不正未発見が多い**」との批判がある。

監査人への期待

◆ 優良会計士・未熟会計士・悪徳会計士の3分類 ◆

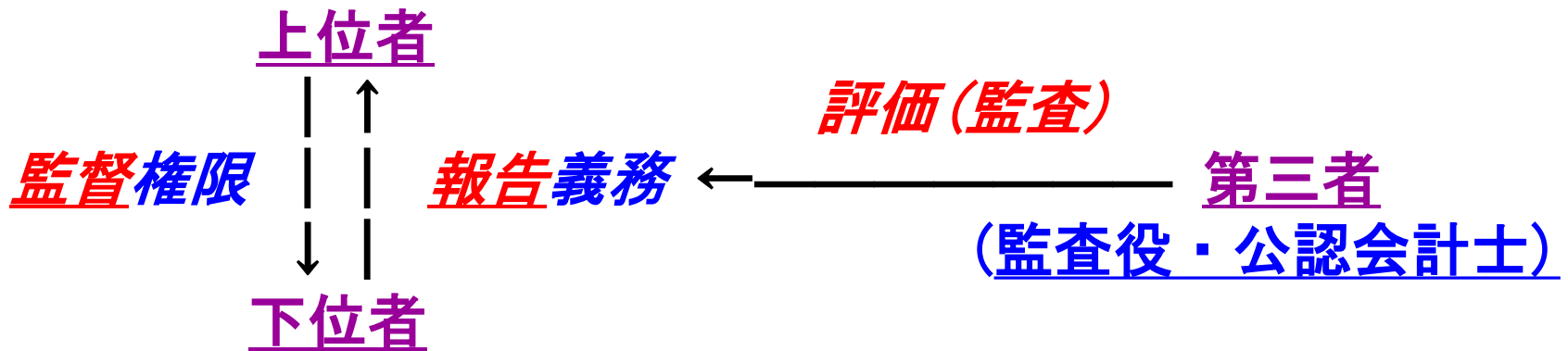
レベル1：期待される「優良会計士」としての監査人は、職業的専門家として、監査品質を高めるため、重要な監査手続の実施、正当注意義務の水準・職業的懐疑心の保持など、切磋琢磨し、良識・品位・品格を確保する。⇒「信頼される会計士」として、プロの評価を獲得する必要がある。

レベル2：品質不良の「未熟会計士」にならないレベルアップ努力・継続的専門研修(CPE)が必要 ⇒ 監査品質の不良・未熟さを自覚し、自助努力が必要 ⇒ 公認会計士の品質不良行動が社会的地位を下げるため、専門領域の制度化が必要か？

レベル3：確信犯的な「悪徳会計士」を排除する必要 ⇒ 倫理観を堅持し、誘惑に負けないコンプライアンス遵守が重要 ⇒ 職業的専門家の自覚要請、罰則強化、監査業界からの追放？

監査の原点

◆ 3人(上位者・下位者・第三者)の存在が前提 ◆



- (1) **監督機能**は「ライン機能」のため「**支配命令是正権**」
- (2) **監査機能**は「スタッフ機能」のため「**助言・勧告権**」
⇒ **監査には司法捜査権、監督権はなく、指導性が理念**
- (3) **第三者評価**は「**①独立性・②専門性・③意見表明**」の
3要件が必須

監督と監査の法的差異

★ 第362条(取締役会の権限等) ⇒ 監督権

2 二 取締役の職務の執行の監督

★ 第381条(監査役の権限) ⇒ 監査権

監査役は、取締役(会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与)の職務の執行を監査する。監査役は監査報告を作成。

★ 第385条(監査役による取締役の行為の差止め) ⇒ 差止請求権

監査役は、取締役が監査役設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査役設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

★ 第340条(監査役等による会計監査人の解任) ⇒ 解任権

監査役は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。職務上の義務違反…ふさわしくない非行…。 ⇒ 「広義の監督」概念による説明。

インセンティブのねじれ解消案

- (1) 被監査人が監査人の選任議案を決定し、監査人の報酬を決定している。
⇒会社法では、取締役が会計監査人の選任議案・報酬を決定し、監査役は会計監査人に対する同意権のみが認められている。⇒端的には、監査を受ける人間が、監査をする人間を選任し、その報酬を決定しているのは、「独立性に反しないか」、「利益相反取引ではないか」？
- (2) 第399条・会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の関与「取締役は会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監査役の同意を得なければならない。」⇒監査役の同意権
- (3) 監督(supervision)と監査(audit)の差異(「支配命令権」と「助言勧告権」の差異)概念から、取締役権限の決定権を、監査役に譲ることは、概念上の変容となり、論理的に矛盾しないか？⇒「広義の監督」概念は問題！
- (4) 監査役は業務監査(適法性監査と妥当性監査)に特化し、会計監査は会計監査人に全面委任する。その上、監査役が持っている「会計監査人に対する解任権」は、監督権であるので、これは「非執行取締役」に任す。
⇒会計監査人の監査報酬の決定権を、取締役が今まで通り保持するのは、「監督」と「監査」の概念差異の論理が一貫していない。

CPA監査の確立のために

(1) **独立性** ⇒ ① 公認会計士監査は、経営者のためではなく、投資者のための監査である。 ⇒ ② 監査報酬を被監査会社から直接もらっているのは、独立性に反しないか？ ⇒ ③ 直接、被監査会社からもらうのではなく、第三者機関を通してもらうべきか？ ⇒ ④ 取引所への上場コストと考え、取引所が監査法人に監査報酬を支払う案は、健全な資本市場の育成に必要なコスト認識が可能では？

(2) **専門性** ⇒ ① 専門分野毎の会計士のように、専門分野試験が必要か？ ⇒ ② 医者のように、内科、外科、耳鼻咽喉科・・・の分化か？

(3) **意見表明** ⇒ ① 限定付適正意見の正当性。 ② 監査意見表明の制約を無くすべき。 ⇒ 不適正意見、意見不表明が出ると、上場廃止になる。 ⇒ 取引所規制強化とともに、レッド・カードではなく、イエロー・カードの扱いが必要では？

(4) **概念の曖昧さ排除** ⇒ 公準、原則、基準、手続、指針、監査など

(5) **理論・政策・歴史の分離** ⇒ 監査政策論の台頭

内部監査の定義

内部監査の定義 ⇒ 「専門職的实施の国際フレームワーク」、日本の「内部監査基準」では、保証業務 (assurance service) とコンサルティング業務 (consulting service) をともに実施するとなった。 ⇒ 内部監査は、監査か否か？

- ① アシュアランスの助言・勧告の中に、コンサルティング機能を位置づける案
- ② アシュアランスは手段であり、コンサルティングが目的であるとして、コンサルティングと位置づける案
- ③ アシュアランスとコンサルティングを統合した内部総合評価と位置付ける案。

★ 内部監査は、内部統制のモニタリング機能を果たし、組織・システム・プロセスの「問題発見型」と「問題解決型」の機能を同時に果たす「内部総合評価機能」としての位置づけか？

⇒ 最適企業価値実現促進管理機能か？

監査の信頼性確保

- (1) 監査の信頼性保持のため、「監査の監査化」「ダブル・チェック」の評価（内部評価・外部評価）が実施されているが、理論・制度・事実の乖離。
1. 公認会計士 ⇒ ① 監査法人内の審査・モニタリング ⇒ ② 日本公認会計士協会の品質管理レビュー ⇒ ③ 金融庁の公認会計士・監査審査会の審査・検査 ⇒ ④ PCAOBの検査（関係法人のみ） ⇒ ⑤ 監査役から、会計監査人監査の相当性判断の外部評価を受けている。
 2. 内部監査人 ⇒ ① 内部評価 ⇒ ② 5年に1回の外部評価
 3. 監査役 ⇒ 「独任制」も絡み、「内部評価・外部評価」制度がない。
- (2) 資格問題
- ① 公認会計士には、国家試験が実施されている。
 - ② 内部監査人には、日本内部監査協会などが資格試験を実施している
 - ③ 監査役には、日本監査役協会などによる資格試験の実施可能性は？
⇒ 「財務・会計・監査の知見のある者」の必要性は？
- (3) 「会計品質」・「監査品質」の向上を図る
- ① 経営者責任を厳しく問い、経済犯罪の罰則強化・課徴金増額が先決
 - ② 公認会計士は、投資者のため、健全な資本市場の育成を図る役割

視点

グローバル社会への進展を意識し、
投資者保護のため、監査人がリスク
志向のもと、監査品質を高め、監査対
応を見誤ることなく、戦略的・効果的
に監査を実施していることを把握する
必要があります！